

+1(プラスワン)災害や感染症対策に係る体制整備に関する取組について

1 第8期計画期間中 取組の主なもの

- (1) 基準条例改正（令和3年3月）を行い、事業所の感染症・災害対策を義務付けした。
- (2) 感染症・災害対策の研修等を情報提供した。
- (3) 感染症対策のための衛生用品（不織布マスク・消毒用エタノール等）を配布した。
 - ・令和3年度 市内各事業所へ配布高齢者施設でのクラスター発生時に対応するため衛生用品（サージカルマスク・ガウン・ゴーグル・使い捨て手袋等）を備蓄し、必要に応じて提供した。
 - ・令和3年度 2回提供
 - ・令和4年度 8回提供
- (4) 新型コロナウイルス感染症感染拡大期において、高齢者施設・事業所の従事者等に対して、頻回検査を実施した。
 - ・令和3年度 PCR 検査を実施
 - ・令和4年度 PCR 検査及び抗原定性検査を実施
- (5) 感染症対策として県の「互助ネットワーク」や「サービス提供体制確保補助金」を周知した。
- (6) 地域包括支援センターにおいて、担当圏域ケア会議やケアマネ情報交換会、市民を対象とした家族介護交流会など、集合型とオンライン形式を併用して開催した。
- (7) 市と地域支援事業委託先関係者の会議・事業報告会・協議について集合型とオンライン形式を併用して開催した。
- (8) 自治会で避難行動要支援者名簿を備えることについて、自治会長や民生委員に対し、会議等を通じて周知した。
- (9) 福祉避難所の拡充に向けた施設等との協議を実施した。
- (10) その他、オレンジカフェなどの事業について感染症対策を施して実施した。